

# お知らせ

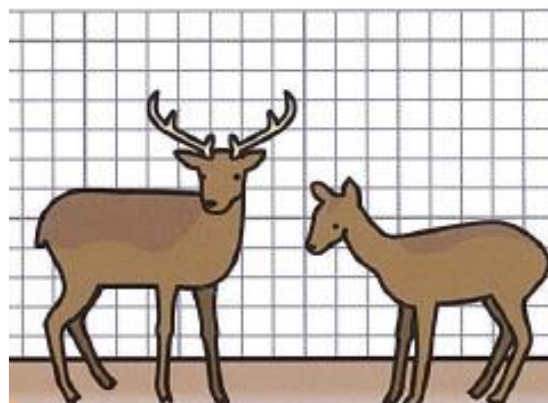
## 有害鳥獣被害対策事業のご案内

登米市では野生鳥獣による農作物や生活環境を守るために、防護柵などの設置に対する支援と、鳥獣捕獲の担い手である狩猟者の確保のための支援を行います。

事業名	交付対象となる経費及び対象者	補助率	限度額
防護柵等 設置事業	(対象経費) ・電気柵、金網柵、ネット柵、防鳥ネットなどの購入 及び設置に要する経費  (対象者) 市内に耕作地、所有地を有する個人及び法人	1 / 2 以内	5万円
狩猟者確保 対策事業	(対象経費) 新たに狩猟免許を取得するために要する経費 ・講習会の受講料 ・狩猟免許試験の手数料 ・猟銃所持許可に要する手数料等  (対象者) 市内に住所を有する個人 ※狩猟免許取得後は、登米市鳥獣被害対策実施隊員と して有害鳥獣対策事業に従事していただきます。	全 額	5万円

### 【補助金申請の流れ】

1. 申請書の提出 (申請者→市)  
↓ ※申請前に着手しないこと。
2. 交付決定通知の送付 (市→申請者)  
↓
3. 事業着手 (申請者)  
↓
4. 事業完了 (申請者)  
↓
5. 実績報告書の提出 (申請者→市)  
↓
6. 確認、補助金の支払い (市→申請者)



【問い合わせ先】 登米市中田町上沼字西桜場 1 8 (中田庁舎)

登米市産業経済部 農林振興課 農村環境係

電話：0220-34-2709 ファクシミリ：0220-34-2802